それぞれの国の経済開発及び社会開発を促進することにより得られる相互の利益を考慮して、次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業を促進するよう努める。

第二条

この協定に基づいて行われる個別の技術協力の計画を規律する別個の取決めは、両政府の権限のある当局の間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、コンゴ共和国政府の権限のある当局は国際協力・官民連携推進省である。

第三条

1　次の形態による技術協力は、日本国において効力を有する法令及び前条に規定する取決めに従い、ＪＩＣＡにより、ＪＩＣＡの負担で行われる。

(a)　技術訓練をコンゴ共和国国民に提供すること。

(b)　ＪＩＣＡからの専門家（以下「ＪＩＣＡ専門家」という。）をコンゴ共和国に派遣すること。

(c)　コンゴ共和国の経済開発及び社会開発に係る計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「日本国の調査団」という。）をコンゴ共和国に派遣すること。

(d)　設備、機械及び資材をコンゴ共和国政府に供与すること。

(e)　両政府間の相互の同意によって決定されるその他の形態の技術協力をコンゴ共和国政府に行うこと。

2　協力隊員は、日本国において効力を有する法令に従い、かつ、両政府の権限のある当局の間で合意する別個の派遣計画に基づき、ＪＩＣＡによりコンゴ共和国に派遣される。また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材は、ＪＩＣＡにより使用に供される。

第四条

コンゴ共和国政府は、前条に規定する日本国の技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業の結果としてコンゴ共和国国民が取得する技術及び知識並びに供与される設備、機械及び資材がコンゴ共和国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

第五条

1　ＪＩＣＡがＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員を派遣する場合には、コンゴ共和国政府は、次のことを行う。

(1)　(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、国外から送金される給与及び手当について又は当該給与及び手当に関連して課される所得税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家及び日本国の調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　コンゴ共和国に派遣されるＪＩＣＡ専門家一名につき一台、ＪＩＣＡ専門家の一家族につき一台及び協力隊員一名につき一台の自動車

(c)　コンゴ共和国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員に対し、当該ＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員が自動車を現地購入する場合には、ＪＩＣＡ専門家一名につき一台、ＪＩＣＡ専門家の一家族につき一台及び協力隊員一名につき一台の自動車について課される付加価値税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(d)　ＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(2)　(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要とされる適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリの役務を含む。）を自己の負担で提供し、かつ、当該施設の運営費及び維持費を負担すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びにＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員の相手方となる当該任務の遂行に必要なコンゴ共和国人の要員を自己の負担で提供すること。

(c)　ＪＩＣＡ専門家及び協力隊員に係る次の諸経費を負担すること。

(i)　通勤費

(ii)　コンゴ共和国内の公用出張旅費

(iii)　公用通信費

(d)　ＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員に対し、適当な住宅の確保につき便宜を提供すること。

(e)　ＪＩＣＡ専門家及び日本国の調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に対し、医療上の便宜を提供すること。

(3)　(a)　ＪＩＣＡ専門家及び日本国の調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に対し、任期中、コンゴ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関する便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するために、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　ＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(d)　協力隊員に対し、その任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用を許可すること。

(e)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　1に規定する自動車が、その後コンゴ共和国内において、関税その他の租税の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車について当該租税が課される。

3　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ専門家及び日本国の調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に対し、コンゴ共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家及び調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に類するボランティアに与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第六条

コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員又は協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員又は協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求がＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員又は協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

第七条

1　(1)　ＪＩＣＡがコンゴ共和国政府に対して設備、機械及び資材を供与する場合には、コンゴ共和国政府は、当該設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除する。当該設備、機械及び資材は、陸揚港において保険料及び運賃込みの条件でコンゴ共和国政府の関係当局に引き渡された時にコンゴ共和国政府の財産となる。

(2)　ＪＩＣＡがコンゴ共和国政府に対して設備、機械及び資材を供与する場合には、コンゴ共和国政府は、当該設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税その他の租税及び課徴金を免除する。

(3)　(1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材については、両政府の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、第二条に規定する取決めに定める目的のために使用する。

(4)　(1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材のコンゴ共和国内における輸送のための費用並びにこれらの交換、維持及び修理のための費用については、コンゴ共和国政府が負担する。

2　(1)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材であってＪＩＣＡが用意するものは、両政府の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、引き続きＪＩＣＡの財産とする。

(2)　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除する。